

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 6 0 号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則（昭和25年川崎市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表様式目次中

「

第55号様式 の9の3		改修実演芸術公演施設 申告書	条例附則第11項
----------------	--	-------------------	----------

」

を

「

第55号様式 の9の3		改修特別特定建築物 に係る固定資産税 都市計画税減 額申告書	条例附則第11項
----------------	--	---	----------

」

に改める。

別表第55号様式の9の3を次のように改める。

第 5 5 号様式の 9 の 3

改修特別特定建築物に係る 固定資産税
都市計画税 減額申告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

納税義務者 住 所
氏名又は名称
電 話 ()

次の家屋については、地方税法附則第15条の11第1項に規定する改修特別特定建築物に該当するため同項の減額措置の対象である旨を、同条第2項に基づき、次のとおり申告します。

対象家屋の表示	所 在			
	家 屋 番 号			
	種 類 及 び 構 造		床 面 積	m ²
	家 屋 の 用 途			
	建 築 年 月 日	年 月 日	利便性等向上改修 工事に要した費用	
	利便性等向上改修 工事完了年月日	年 月 日	円	
備考				

注1 この申告書は、地方税法附則第15条の11第1項に規定する固定資産税又は都市計画税の減額措置の適用を受けようとする場合に、同条第2項に基づき、市長に提出するものです。

2 「所在」、「家屋番号」、「種類及び構造」及び「床面積」欄は、固定資産課税台帳の登録事項に基づいて記載してください。

3 この申告書は、利便性等向上改修工事が完了した日から3箇月以内に提出してください。申告書の提出がない場合、減額措置を受けることができません。

やむを得ない理由により期間経過後に提出する場合は、遅延理由を備考欄に記載してください。

4 この申告書は、利便性等向上改修工事に要した費用を証する書類、地方税法施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助を受けたことを証する書類及び同条第2項に規定する書類を添付して提出してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、
当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる

。